

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 財務会計制度に関する事項

- 一 地方自治法第二百三十四条第二項の規定に基づき随意契約によることができる場合の基準額を改めること。（別表第五関係）

- 二 地方自治法第二百三十八条の五第二項の規定による信託の目的の範囲を改めること。（第百六十九条の六第一項関係）

第二 中核市の特例に関する事項

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき中核市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の規定の整理を行うこと。（第百七十四条の四十九の二第一項関係）

第三 施行期日等

- 一 この政令は、令和七年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。（改正令附則第一項関係）

- 1 第一の二に関する規定 公布の日

2 第二に関する規定 令和七年六月一日

二 関係政令について所要の改正を行うものとする。

（改正令附則第二項及び第三項関係）